

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般財団法人宮崎県水産振興協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	アマダイの資源回復 加速化事業	アマダイ類の人工種 苗生産における親魚 確保及び採卵の委託	2,154,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本業務は、宮崎県海域アマダイ類の資源回復計画に定める「資源の積極的培養」を推進するため、アマダイ類の人工種苗生産における親魚確保および採卵を委託するものである。</p> <p>アマダイ類の人工種苗生産は、高度な生産技術や防疫体制が必要であり、加えて、大量生産のための大規模な施設を持つ必要がある。</p> <p>一般財団法人宮崎県水産振興協会は、これまでカサゴやカワハギ等の種苗の大量生産に成功しているほか、平成26年度から県の委託を受けてアマダイ類の種苗生産技術の改良にも取り組んでおり、アマダイ類の種苗生産の委託先として上記条件を満たす機関は本協会以外にないことから、随意契約を締結することとしたものである。</p>	農政水産部 水産政策課漁 業・資源管理室
2	養殖魚の安全・安心 対策事業に係る調査 及び指導業務	漁場環境の保全と適 正利用の監視及び指 導、養殖用の輸入カ ンパチ稚魚の生け込 みの確認	1,138,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業による業務は、養殖経営上の重要なノウハウがあり、養殖漁家や漁協との信頼関係が無ければ十分な調査結果が得られないため、養殖関係漁協を会員とし、養殖漁家や漁協の信頼が厚い一般財団法人宮崎県水産振興協会以外に効率的で的確な成果が得られる者がいない。</p> <p>このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。</p>	農政水産部 漁村振興課